

岡山市職員措置請求書

平成27年 4月16日

請求人 住 所 岡山市中区沢田536-2

名 称 特定非営利活動法人市民オンブズマンおかやま

代表者代表幹事 光成卓明

岡山市監査委員 殿

第1 岡山市長に対する措置請求の要旨

岡山市長が、平成25年度に岡山市議会の各会派に交付した政務活動費（残余金精算後の額）のうち、別紙違法支出金額一覧表「違法支出額」欄記載の各金額の返還を請求することを怠る行為は違法なので、同金額について各会派に対して岡山市に返還するよう請求することを求める。

第2 措置請求の理由

I 政務活動費の性質と支出の査定

1 岡山市議会の政務活動費の趣旨と支出が認められる範囲

岡山市議会の政務活動費は、実費弁償を原則とする補助金的一种であり、地方自治法第100条第14、15項、及びこれに基づき制定された「岡山市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する条例」（以下「条例」という）に基づいて支給される。

地方自治法第100条第14項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として・・・政務活動費を交付することができる」と定めている。

「条例」はこれに基づき、第1条で政務活動費が「岡山市議会議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部」として交付されるものであること、第5条で「政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動（政務活動）に要する経費に対して交付する」こと、第8条で会派が「その年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額」を控除し

て残余があるときは市に返還すべきことを、それぞれ定めている。また第5条第2項の別表では、「調査研究費」「研修費」「広報費」「広聴費」「要請・陳情活動費」「会議費」「資料作成費」「資料購入費」「人件費」「事務所費」の10種類の使途費目を定め、各費目で支出できる経費の種類を定めている。

従って、岡山市議会の政務活動費は、「その年度において」支出された、「調査研究その他の活動に資する」ため「必要な」「経費」に限って、支出が認められる。

2 市議会議員の政治活動と按分支出

市議会議員の活動は、政務活動費との関係では概念上、「政治活動」と「私的活動」に区分することができ、そのうち「政治活動」は「政務活動」と「政務活動以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務活動」にかかる、条例別表に定める使途基準に該当するものについてのみ、政務活動費から支出することが許される。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多いと考えられる。例えば「市政報告」には一般に、市政についての広報・広聴の要素があると同時に、後援会活動、選挙準備活動の要素もある。

政務活動費は一種の補助金なので、政務活動のためにだけ支出することが許される。従って、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできない。種々の要素が混在する活動の場合には、一定割合で按分して支出することだけが許される。

従って、個々の議員の一つ一つの活動について「政務活動」と「それ以外の政治活動」の割合を定めることは困難であることを勘案し、

- i 当該支出にかかる活動の全体が、会派または所属市議会議員の「政務活動」にかかる支出（「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」）として適切と判断されるものは、全額認め、
- ii 当該支出にかかる活動の全体が、「私的活動」または「政務活動以外の政治活動」にかかる支出と判断されるものは、全額認めず、
- iii 当該支出にかかる活動の全体が、i、iiのいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認め、それ以外のものについては按分率50%で認めるべきである。

3 会派の説明義務と説明不十分な支出

会派は、自らのした政務活動費の支出が、「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」であることについて、市及び市民に対して説明する義

務を負うものと解される。「条例」が、第7条第1項で会派は収支報告書に領収書等の証拠書類を添付して議長に提出すべきこと、第8条で何人も議長に対し収支報告書・証拠書類の閲覧又は写しの交付を請求できることを定めていることは、会派にその説明義務を全うさせる趣旨の規定であると解される。

従って、会派が提出した説明及び証拠が、支出が「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」に該当することを認めるに足りないときは、その支出は適切なものと認められない。

4 査定の結果

上記の一般基準に基づき、岡山市議会の各会派が平成25年度の政務活動費から支出したとして収支報告書に記載した支出について、開示された領収書類に基づいて、政務活動費からの支弁が認められるかどうかについて個別に判断した結果、別紙会派別査定表記載の支出は、適切なものと認められない。

i 自由民主党岡山市議団・無所属の会、市民ネットの研修費・調査研究費について

ア 自由民主党岡山市議団・無所属の会の研修費中、福島議員の整理番号9の旅費は、研修の具体的内容の判明する資料が添付されておらず、

イ 市民ネットの調査研究費中、整理番号162の宿泊・交通費は、①調査研究の具体的内容が判明する資料が添付されておらず、②さいたま市における2か所の視察であるのに宿泊を要する理由が不明であり、

いずれも適切な支出と認められない。

ii 自由民主党岡山市議団・無所属の会の事務所費、新風会の広報費、明政クラブの広報費（23）について

ア 自由民主党岡山市議団・無所属の会の事務所費中、宮武議員の整理番号35、81、113の家賃・電気料は、事務所の実態が不明であるため、

イ 新風会の広報費中、三木議員の整理番号14の会場使用料は、飲食可能な施設での開催で会合の実態が不明であるため、

ウ 明政クラブの広報費中、小林議員の整理番号23の会場使用料は、飲食可能な施設での開催で会合の実態が不明であるため、

いずれも適切な支出と認められない。

iii 市民ネット、ネクスト岡山の事務所費・広報費について

ア 市民ネットの事務所費中、長井議員の整理番号3、20、42、64、83、106、120、138の携帯電話料金は、私的活動もしくは調査研究等以外の政治活動にも使用される性質のものなので、按分率3分の1で按分した額を超えては支出は許されないから、

イ 同じく長井議員の整理番号 11、28、48、66、91、109、140 のタブレット端末使用料は、調査研究等以外の政治活動にも使用される性質のもので、按分率 2 分の 1 で按分した額を超えては支出は許されないから、

ウ 同じく井本議員（整理番号欠落）のプリンタインク代は、調査研究等以外の政治活動にも使用される性質のもので、按分率 2 分の 1 で按分した額を超えては支出は許されないから、

エ ネクスト岡山の広報費中、長井議員の整理番号 1、3、5、13、15 の HP 保守管理料は、調査研究等以外の政治活動にも使用される性質のもので、按分率 2 分の 1 で按分した額を超えては支出は許されないから、

いずれも、上記の各按分率を超える支出は、適切な支出と認められない。

iv 明政クラブの広報費について

ア 明政クラブの広報費のうち、整理番号 1～3、5～7、9、14～17、19、21、24、25、27～34 の各支出は、いずれも市政報告紙等の作成・送付費用である旨説明されているが、当該市政報告紙等が証拠として添付されておらず、

イ 同じく、10、11、22 は、いずれもハガキ代もしくは切手代と説明されているが、①ハガキもしくは切手を使用した送付物が証拠として添付されておらず、②切手は 50 円切手であり封書の送付ができないものなので、いずれも調査研究等との関連性が確認できず、適切な支出と認められない。

v ゆうあいクラブの支出について

ゆうあいクラブは所属議員数 1 名であったところ、当該議員は糖尿病悪化による視力喪失のため、平成 23 年度以降実質的に議員活動を停止している。この間にも政務活動費が支出されているが、その内容はガソリン代・人件費・電話料金（電話料金は全部、人件費の支払い対象者の名義で支払われている）のみである。

ア 上記の活動状況に照らして、ガソリン代・人件費・電話料金が調査研究等のために用いられているとは考えられず、

イ 上記＜人件費支払い対象者＞は同議員の長男であり、真実に給与の支払いがなされているとは信じられず、

ウ 同人以外の人件費の支払は介護の報酬と疑われるので、適正な支出と認められない。

II 岡山市議会の平成 25 年度政務活動費の支出と不当利得

- 1 以上の結果、各会派が平成 25 年度の政務活動費として支出した金額のうち、別紙査定表「否認額」欄に記載した支出は、「条例」第 5 条に違反しているので、別紙違法支出額一覧表の「違法支出額」欄記載の各金額の支出は

違法である。

- 2 「条例」第8条は、「市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還させるものとする」と定めている。

この市長の返還請求権の法的性格は、不当利得返還請求権であり、＜当該会派がその年度において行った市政の調査研究に資するため必要な経費としてした支出（第5条に規定する使途基準に従って行った支出をいう）の総額を控除して残余がある＞ことを要件として返還請求権が当然に発生し、市長が正当な理由なく請求権を行使しないことは違法に財産の管理を怠る事実に対応することになる。

- 3 しかるに、1記載の不適正支出金額は「条例」第5条に規定する使途基準に従ってなされた支出ではないので、その全額が「条例」第8条にいう「残余」にあたる。
- 4 よって、岡山市長が各会派に対して前記の政務活動費の残余金の返還を請求しないことは、財産の管理を違法に怠る事実に対応するので、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、証拠書類を添付して、頭書のとおり、厳正な措置を請求する。

第3 添付書類

- 1 証拠書類各写 各 1 通

違法支出金額一覧表

平成25年度岡山市議会政務活動費
(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

会 派	違法支出額(円)
新風会	173,250
自由民主党岡山市議団・無所属の会	169,108
市民ネット	280,976
ゆうあいクラブ	360,920
明政クラブ	1,998,022
ネクスト岡山	78,750
総 計	3,061,026